



「公印省略」

21久保第 972号
平成21年4月30日

管内医師会長 殿

福岡県久留米保健福祉環境事務所長

新型インフルエンザ（豚インフルエンザ H1N1）に係る
症例定義及び届出様式について

日頃より保健福祉行政につきましては、多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省より別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴医師会員への周知をよろしくお願いいたします。

また、早期発見のため、感染症と思われる患者の異常な集団発生（例は通知参照）を確認した場合は、すみやかにご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、本通知は、県庁ホームページからもダウンロードできますので、申し添えます。

福岡県久留米保健福祉環境事務所
健康対策課

TEL: 0942-30-1054

FAX: 0942-37-1973

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
新型インフルエンザ対策委員会
会長 丸山 泉

健感発第 0429001 号
平成 21 年 4 月 29 日

各
〔都道府県
政令市
特別区〕

新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



新型インフルエンザ（豚インフルエンザ H1N1）
に係る症例定義及び届出様式について

今般、メキシコや米国等において豚インフルエンザ H1N1 の感染者が多数発生し、4 月 28 日、WHO において、継続的に人から人への感染がみられる状態になったとして、インフルエンザのパンデミック警報レベルをフェーズ 4 に引き上げる宣言が行われたことを受け、新型インフルエンザのまん延を防止するとともに、健康被害を最小限にとどめるため、今般メキシコや米国等で確認された豚インフルエンザ H1N1 を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症として位置づけたところです。

つきましては、別紙 1 のとおりその症例定義を定めるとともに、その発生動向を把握するために、別紙 2 のとおり届出様式を定めましたので、各医療機関に対して周知徹底をお願いします。

発生の迅速な把握を目的として、保健所、医療機関、医師会等と連携し、当面の間、感染症発生動向調査実施要領及び下記の手続きにより、報告及び検体の収集等を行いますので、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

第一段階（海外発生期）においては、早期発見を目的として、全ての医療機関に対し、感染症と思われる患者の異常な集団発生（※）を確認した場合、保健所を通じて都道府県に電話等を用いて迅速に報告いただきたい旨、併せて医療機関に周知徹底をお願いします

（※）感染症と思われる患者の異常な集団発生の例

- 38 度以上の発熱を伴う原因不明の急性呼吸器疾患の集積

- 入院を要する肺炎患者の集積
- 原因不明の呼吸器疾患による死亡例の集積

などが、14日間以内に、2名以上の集積として、同じ地域から発生した場合、または、疫学的関連がある場合。

なお、新型インフルエンザ（豚インフルエンザウイルスA／H1N1）については、いまだ臨床的特徴及び疫学的特徴が、十分明らかにされていないため、当分の間、別紙1の症例定義を用いて、迅速な報告を求めることとしており、さらなる情報が得られれば、別紙1の症例定義の改訂も検討する予定であることを申し添えます。

記

1. 医師は、別紙1の症例定義に基づき、新型インフルエンザ（豚インフルエンザウイルスA／H1N1）の疑似症例と診断した場合には、直ちに最寄りの保健所に報告する。
2. 当該報告を受けた保健所は、直ちに、別紙2により、FAX等で厚生労働省及び中央感染症情報センターに届出を行う。
3. 保健所は、報告を行った医師と連携して、当該者について検体を採取するとともに、当該者の病原体検査のため、検体を地方衛生研究所に送付する。
4. 地方衛生研究所は当該検体を検査し、その結果について保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、都道府県等の本庁に報告する。
5. 地方衛生研究所は、当該検体の検査結果において新型インフルエンザ（豚インフルエンザウイルスA／H1N1）を疑わしいと判断した場合、国立感染症研究所に検体を送付するとともに、保健所は、別紙2により、FAX等で都道府県等の本庁及び厚生労働省に送付する。
6. 国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。

新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）

（１）定義

新型インフルエンザウイルス（豚インフルエンザウイルスH1N1）の感染による感染症である。

（２）臨床的特徴

咳や鼻水等の気道の炎症に伴う症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛等を伴うことを特徴とする。なお、国際的連携のもとに最新の知見を集約し、変更される可能性がある。

（３）届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、（２）の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱または急性呼吸器症状＊１のある者を診察した結果、症状や所見から新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰・咽頭ぬぐい液・鼻汁・便・髄液・血液・その他
検体から直接のPCR法（Real-timePCR法、Lamp 法等も可）による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体価の有意の上昇）	血清

イ 疑似症患者

医師は、38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状＊１があり、かつ次のア）イ）ウ）エ）のいずれかに該当する者であって、インフルエンザ迅速診断キットによりＡ型陽性かつＢ型陰性となったものを診察した場合、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

ただし、インフルエンザ迅速診断キットの結果がＡ型陰性かつＢ型陰性の場合であっても、医師が臨床的に新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）の感染を強く疑う場合には、同様の取り扱いとする。

ア）10日以内に、感染可能期間内＊２にある新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）患者と濃厚な接触歴（直接接触したこと又は２メートル以内に接近したことをいう。以下同様。）を有する者

イ）10日以内に、新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）に感染しているもしくはその疑いがある動物（豚等）との濃厚な接触歴を有する者

ウ）10日以内に、新型インフルエンザウイルス（豚インフルエンザウイルスH1N1）を含む患者由来の検体に、防御不十分な状況で接触した者、あるいはその疑いがある者

エ）10日以内に、新型インフルエンザが蔓延している国又は地域に滞在もしくは旅行した者

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、（２）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザを疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザにより死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰・咽頭ぬぐい液・鼻汁・便・髄液・血液・その他
検体から直接のPCR法（Real-timePCR法、Lamp 法等も可）による病原体の遺伝子の検出	

中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体価の有意の上昇）	血清
--------------------------------	----

エ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

* 1. 急性呼吸器症状：

急性呼吸器症状とは、最近になって少なくとも以下の2つ以上の症状を呈した場合をいう

ア) 鼻汁もしくは鼻閉

イ) 咽頭痛

ウ) 咳嗽

エ) 発熱または、熱感や悪寒

* 2 発症1日前から発症後7日目までの9日間とする。

《備考》

診断の際には、新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）の流行情報、豚やインフルエンザ症状のある者との接触歴、渡航歴、職業などの情報を把握することが有用である。

なお、平成21年4月29日現在、確定例の届出に係る検査の一部については整備中である旨申し添える。

新型インフルエンザ（ブタインフルエンザH1N1）発生届

都道府県知事（保健所設置市・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下の通り届け出る

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 印

（署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地（※）

電話番号（※）（ ） —

（※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検案）した者（死体）の種類				
・患者（確定例） ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体				
2 当該者氏名	3 性別 男・女	4 生年月日 年 月 日	5 診断時の年齢(0歳は月齢) 歳 (か月)	6 当該者職業
7 当該者住所 電話 () —				
8 当該者所在地 電話 () —				
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話 () —			

11 症 状	・発熱 ・鼻汁もしくは鼻閉 ・咽頭痛 ・咳嗽 ・全身倦怠感 ・関節痛 ・筋肉痛 ・下痢 ・肺炎 ・多臓器不全 ・脳症 ・意識障害 ・その他 ()	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路 (確定・推定) 1 飛沫・飛沫核感染 (感染源の種類・状況 :) 2 接触感染 (接触した人・物・動物の種類・状況 :) 3 渡航歴 () 4 その他 () ②感染地域 (確定 ・ 推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国 詳細地域) 3 不明
	・なし	
12 診断方法	・インフルエンザ迅速診断キットA型 (陽性・陰性) ・インフルエンザ迅速診断キットB型 (陽性・陰性) ・分離・同定による病原体の検出 検体 : 喀痰・咽頭ぬぐい液・鼻汁・便・髄液・血液・その他 ()	
	・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検査法 : PCR法・Real-time PCR法・Lamp法・その他 () 検体 : 喀痰・咽頭ぬぐい液・鼻汁・便・髄液・血液・その他 () ・ペア血清での中和抗体の検出 (抗体価の有意上昇) ・その他の方法 () 検体 () 結果 ()	
13 初診年月日	平成 年 月 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
14 診断（検案(※)）年月日	平成 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日	
16 発病年月日 (※)	平成 年 月 日	
17 死亡年月日	平成 年 月 日	

（1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。）